【令和７年４月１日以降の事故の場合】

共済見舞金額

等級	傷害の程度	金額
1	死亡	１，０００，０００円
2	９０日以上の治療を要する傷害	１５０，０００円
3	60日以上90日未満の治療を要する傷害	７０，０００円
4	30日以上60日未満の治療を要する傷害	５０，０００円
5	３日以上30日未満の治療を要する傷害	３０，０００円
特例級	３日以上の通院で、交通事故・ 治療申立書での申請の場合	１０，０００円

「**交通事故証明書**」・「**交通災害共済専用診断書**」の両方の提出がない場合、または、どちらか一方の提出がない場合には、「**交通事故・治療　申立書（特例対象申請書）**」での申請となります。内容等を審査の上、適当と認められた場合、災害の程度に関わらず、「特例見舞金」として10,000円のお支払いとなります。